

令和5年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

勝総第1120号  
令和5年12月25日

徳島県知事 殿

住所 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

氏名 勝浦町長 野上 武典

(担当課・担当者氏名・連絡先)  
総務防災課 幸山 晴輝 0885-42-2511

令和5年6月30日付け徳島県指令企第4013号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について徳島県電源立地地域対策交付金交付要綱第9条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- (注) (1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。  
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表（令和5年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間 接交付金事業者名	交付金事業に要し た経費	交付金充当額	備考
1	福祉対策	勝浦町救急患者輸送事業	勝浦町	4,797,600	4,400,000	

（備考） 事業が2つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表（令和5年度）

番号	措置名	交付金事業の名称				
1	福祉対策	勝浦町救急患者輸送事業				
交付金事業者名又は間接交付金事業者名			勝浦町			
交付金事業実施場所		勝浦町大字久国（救急隊詰所）				
交付金事業の概要		<p>救急患者輸送車乗務員人件費（6名）4ヶ月分                      勝浦町は、常備の消防署のない全国的にも少ない非常備消防自治体です。救急患者輸送においては、近年、救急に対する品質向上の住民ニーズが大きくなっています。                      そこで、勝浦町は電源立地地域対策交付金を活用し、消防常備化までの間、住民が将来にわたり、安心して生活ができるよう救急体制の強化に努め、電源地域における生活の利便性を図っています。</p>				
交付金事業に関する市町村の主要政策・施策とその目標		<p>勝浦町総合計画基本計画 基本目標2「住みたい、住み続けたいまちづくり」 7 消防・救急体制の整備                      施策②消防救急体制の充実 目標 広域常備消防化</p>				
事業開始年度		令和5年度	事業終了(予定)年度		令和5年度	
事業期間の設定理由						

	成果目標	成果指標		単位	評価年度	令和5年度
	安全・迅速な救急搬送	—	成果実績	-		
			目標値	-		
			達成度	-		
交付金事業の成果目標 及び成果実績	評価年度の設定理由					
	単年度事業として実施しているため					
	交付金事業の定性的な成果及び評価等					
	<p>本交付金の活用により救急隊員6名を雇用することができ、勝浦町救急患者輸送事業において、救急体制の維持及び強化され、地域住民の不安の軽減と安全確保に貢献することができました。また、効果としてコロナ禍の影響で増加する搬送困難事案と呼ばれる現場滞在時間30分以上の事案を他の消防署と比較しても低い水準を維持することができ、安全・迅速な救急搬送の実施ができています。次年度以降も、救急体制の強化を図り、町民生活の安心・安全確保に繋がります。</p>					
	評価に係る第三者機関等の活用の有無					
	無					

交付金事業の活動指標 及び活動実績	活動指標		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	雇用人数	活動実績	人	6	6	6
		活動見込	人	6	6	6
		達成度	%	100%	100%	100%
交付金事業の総事業費等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考		
総事業費	4,725,600円	4,725,600円	4,797,600円			
交付金充当額	4,400,000円	4,400,000円	4,400,000円			
うち文部科学省分						
うち経済産業省分	4,400,000円	4,400,000円	4,400,000円			
交付金事業の契約の概要						
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額		
	救急隊員の雇用	直接雇用	救急隊員6名	4,797,600円		
交付金事業の担当課室	総務防災課					
交付金事業の評価課室	総務防災課					

- (備考) (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に係る市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に係る市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。  
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。  
なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。